

AEO 制度に基づく「特例輸入者」承認の取得について

弊社は、2024年5月14日付で横浜税関長よりAEO制度※に基づく「特例輸入者」の承認を受けました。

2024年5月15日に横浜税関で承認証書交付式が開催され、松岡横浜税関長から弊社取締役社長小野誠彦に承認証書が交付されました。

これにより、特例輸入者は全国で104者(現在東北に本社を構える企業では弊社のみ)となり、電力会社関連企業としては初の承認取得となります。

本承認は、弊社における貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)体制が適切に整備されていることが公的機関である税関より認められたものであり、これにより、特例措置として輸入申告時の手続が大幅に簡素化され、輸入貨物の迅速かつ円滑な引取が可能となります。

弊社が取り扱う主な輸入貨物は火力発電所向けの燃料(石炭、LNG等)となっておりますが、特例輸入者として、輸入通関業務の品質向上並びに更なる受託拡大につなげてまいりたいと考えております。

※AEO(Authorized Economic Operator:認定事業者)制度

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、日本の国際競争力を強化するため、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制が整備された事業者に対し、通関手続の緩和・簡素化等を提供する制度。

以上



2024年5月15日承認証書交付式の模様



AEO シンボルマーク

承認番号 K2240001

Authorization No. K2240001



東北ポートサービス株式会社 殿

To Tohoku Port Service Co., Inc

令和6年 5月14日

Date May 14, 2024

特例輸入者承認書
Certificate of AEO Importer

東北ポートサービス株式会社を特例輸入者
として承認します。

Tohoku Port Service Co., Inc is hereby certified as an
Authorized Economic Operator (Importer).

横浜税関長 松岡 裕之



Director-General of Yokohama Customs MATSUOKA Hiroyuki